

河南町防犯カメラ電気料金補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民の安全を図るため、設置された防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を維持管理する地区に対して、補助金を交付することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 町長は、次の各号の全てに該当する防犯カメラの電気料に対し、補助金を交付する。

- (1) 地区が所有し、かつ維持管理するもの
- (2) 電柱、鉄柱等に設置されたもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、防犯カメラ1基当たり月額150円とする。

2 防犯カメラが月の途中に設置又は撤去された場合、当該月分について、前項の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けるようとする地区の区長（以下「申請者」という。）は、河南町防犯カメラ電気料金補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え町長に申請するものとする。

- (1) 防犯カメラ設置位置図
- (2) 電気料金支払領収書（内訳書含む）の写し

(申請の時期)

第5条 補助金の交付申請は、前年3月から2月までの電気料金に基づき、当該年度の3月1日から15日までに行うものとする。

(補助金交付の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請書の提出があった場合は、これを審査し、交付額を決定のうえ、河南町防犯カメラ電気料金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた申請者は、河南町防犯カメラ電気料金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求書を受けてから 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金返還)

第 8 条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(庶務)

第 9 条 この要綱に定める補助金に関する庶務は、防犯カメラ担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金の特例)

2 令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月までの期間の電気料に対する補助金の額は、第 3 条第 1 項中「月額 150 円」とあるのは、「月額 155 円」とする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 27 日から施行する。